



自宅の相続の在り方が変わりました！！

平成30年7月6日、相続法が改正される法律が成立しました。その施行も迫っています。

1 主な改正点

- ①配偶者居住権の創設 ②遺産分割に関する見直し ③遺言制度に関する見直し
- ④遺留分制度に関する見直し ⑤相続の効力等に関する見直し ⑥相続人以外の者に対する寄与分請求権の創設

その中でも、特に注目されているのが、①配偶者居住権の創設です。

2 配偶者居住権？

残された「配偶者が不動産について無償で使用収益する権利」を遺産とすることが可能となります。

現行制度では、遺産の評価額のうち、自宅が大きな割合を占める場合、法定相続分どおりに相続しようとする、配偶者が金融資産を取得させることが難しいことありました。


2000万





現行制度


2000万



現行制度では、法定相続分どおりに遺産分割を行うと、妻が2000万円の自宅を相続する場合、金融資産2000万円は、子が相続することになります。


配偶者居住権1000万
負担付所有権1000万





改正後


2000万



今回の改正によって、自宅に関する権利について、配偶者居住権と負担付所有権に分けることが可能となりました。(以下は一例です)

その結果、妻は、法定相続分どおりに遺産分割を行っても、配偶者居住権1000万円と金融資産1000万円を取得することができます。

このように、配偶者居住権の創設によって、配偶者は自宅を利用しつつ、金融資産やその他の財産を取得しやすくなるのが可能となりました。また、過去に遺言を作成した方は、過去に作成した遺言の見直しが必要となるかもしれません。

よつば総合法律事務所では、遺言の見直しについても積極的に相談を承っております。是非ともご相談ください。(文責:渡邊 優)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/
 【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)
 【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)
 受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。
 【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



民法改正について～意思能力制度の明文化～

1 はじめに

本日は、民法改正によって意思能力制度が明文化されることについて簡単に説明させていただきます。

2 そもそも意思能力とは？

そもそも契約などの法律行為を有効に行うためには、行為者が自分の行為の結果を理解できるだけの判断能力があることが要求されています。そうしないと、そのような判断能力がない人が食べ物にされてしまい、不当な結論になりますよね。

民法は、自分の行為の結果についてきちんと理解できる人を想定して様々な条文を規定しているわけです。このような判断能力のことを意思能力と呼びます。

3 現行制度で、意思能力がない人が行った契約はどうなるの？

先ほど説明した通り、民法が法律行為をする主体として想定している人とは、そもそも自分の行為の結果について理解できる能力がある人、すなわち意思能力がある人を想定しています。

そのため、意思能力がない人が行った法律行為は無効です。この結論については、判例上も学説上も特に争いはありません。ただ、現在の民法では意思能力がない人が行った法律行為が無効になるとの条文はありません。

4 民法改正によりどこがどう変わるの？

以下のように、意思能力を有しない人がした法律行為は無効とする、といった内容の条文が追加されます。改正の理由としては、高齢化社会が進展する中で意思能力制度の重要性がますます高まっていること、民法を一般の方にもわかりやすいものとする観点から明文化されました。

「第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」

5 最後に

今回ご紹介した、意思無能力者の法律行為が無効という結論は現行制度でも同じです。そのため、意思無能力者の法律行為が無効であるという明文規定の追加は今までの運用を明文化したものといえるでしょう。皆様におかれましても、契約をする際には、きちんと判断能力がある人と契約をするようにしていただければと思います。

(文責 辻悠祐)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 富0120-916-746(フリーダイヤル) ☒info@yotsubasougou.com ☒https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

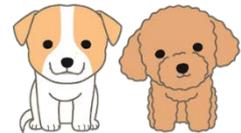
【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



～「弁護士 辻悠祐 はこんな人です」のコーナー～

今月号の法律記事を作成しました、弁護士辻悠祐のご紹介をさせていただきます！

- 1 血液型は？ A型です
- 2 趣味は？
旅行に行くこと。スキューバダイビングやゴルフも好きです！
- 3 長所は？ 粘り強いところです。
- 4 短所は？ 少しつこくなりすぎる場所ですかね(笑)
- 5 最近ハマっているものは？ ゴルフ
- 6 まず家に帰ってすることは？ シャワーを浴びます
- 7 口癖は？ おもしろいな！
- 8 何フェチ？ 犬
- 9 ちょっと自慢できることは？
ほとんど病気にかかりません。インフルエンザにもなったことがないです。
- 10 座右の銘は？
為せば成る、為さねば成らぬ何事も
- 11 私、〇〇の収集家です。 愛犬の写真を集めています
- 12 〇〇なタイプです。 深夜にご飯食べちゃうタイプです
- 13 好きな食べ物は？ ラーメン
- 14 苦手な食べ物は？ なし
- 15 好きなお酒は？ ビール、レモンサワー
- 16 好きなスポーツは？ 格闘技全般
- 17 好きな男性タレントは？ 松本人志さん
- 18 好きな女性タレントは？ 山本美月さん
- 19 好きなアーティストは？ WANIMA
- 20 好きな芸人は？ ダウンタウン
- 21 好きな雑誌は？ 週刊ヤングジャンプ
- 22 好きな漫画は？ バキ、はじめの一步、ハンターハンター、キングダム等々
- 23 好きな映画は？ インセプション
- 24 好きなテレビ番組は？ 水曜日のダウンタウン



最近では、ゴルフのスコアを伸ばすことが目標です！また、体重が緩やかに増加傾向にあるので、ダイエットにも取り組んでいきたいと思っております！

【お問合せ】よつば総合法律事務所 電話0120-916-746(フリーダイヤル) E-mail: info@yotsubasougou.com URL: https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間: 午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第14回 いつもと違ったものが飲みたい(2)!!～



第14回です。過去のコラムは当事務所サイトのニュースレターバックナンバーをご覧ください。

当事務所ニューレターバックナンバー <http://www.yotsubasougou.jp/240/vol100/>

今回は、ノイープラットドライを紹介しました。引き続き、ワイン以外の食前酒をご紹介します。フレンチやイタリアンのレストランなどでいきなり「食前に何か飲まれますか？」と聞かれた経験があるかたは結構いるかもしれません。スパークリングワインが無難と言われてはいますが、イタリアンなどの場合には「カンパリ」もお勧めです。

カンパリは、イタリアのお酒で、食前酒として飲むことも多いそうです。カンパリソーダなどは食前酒としてお勧めです。

自宅でカンパリを使う場合には、生カンパリグレープフルーツがとてもおいしいです。カンパリを冷蔵庫で冷やしておき、グレープフルーツも冷蔵庫で冷やしておきます。そして、グレープフルーツを絞ってカンパリと混ぜ、グレープフルーツの果肉も少し入れて飲むのがお勧めです。(冷やしておけば氷は入れなくても大丈夫です。)

カンパリとグレープフルーツの割合は好みによりますが、絞ったグレープフルーツの割合を多くした方がより家で作った飲み物の良さがでます。生カンパリグレープフルーツは飲めば健康になりそうな味がします。

■その他

- ・カンパリは大きいボトルではなく、200ミリリットル位のボトルであれば、600円～900円位で売っています。
- ・カンパリグレープフルーツにトニックウォーターを入れると「スプーモーニ」というカクテルになります。インターネットの情報によると、女性にとっても人気のあるカクテルだそうです。(文責 大澤一郎)



【お問合せ】よつば総合法律事務所 電話0120-916-746(フリーダイヤル) E-mail: info@yotsubasougou.com URL: <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋壱番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間: 午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属・登録番号29869)。弁護士大澤一郎は弁護士法人よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属・届出番号335)に所属していますが本ニュースレターの発行責任者は弁護士大澤一郎個人です。

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。